



令和 6 年 2 月 2 8 日
大臣官房技術調査課
道路局国道・技術課
国土技術政策総合研究所

令和 6 年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定 ～公共事業の働き方改革を推進するための環境整備に取り組みます～

国土交通省では、実態調査等に基づき、必要に応じて、直轄土木工事・業務に適用する積算基準等を改定してきています。

今般、令和 6 年度から適用する新基準等として、働き方改革のための取組の加速や円滑な施工体制の確保など、現場実態を踏まえた各種改定を行います。

なお、これらの新基準等は、地方ブロック発注者協議会等を通じて、全国の都道府県・政令市に情報提供する予定です。

※ 詳細は別紙のとおり

問い合わせ先

国土交通省 TEL：03-5253-8111(代表)

大臣官房技術調査課 TEL：03-5253-8221(直通)

大臣官房技術調査課 参事官グループ TEL：03-5253-8120(直通)

道路局国道・技術課 TEL：03-5253-8498(直通)

国土技術政策総合研究所 TEL：029-864-2677

<土木工事関連>

工 事 全 般：大臣官房技術調査課 事業評価・保全企画官 栗原 (内線22353)

土木工事共通仕様書等：大臣官房技術調査課 課長補佐 嶋本 (内線22352)

標準歩掛・機械等損料：大臣官房技術調査課 参事官グループ 課長補佐 下田 (内線22436)

施工パッケージ型積算：国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター

社会資本システム研究室主任研究官 細田

<電気通信関係(工事・業務)>

大臣官房技術調査課 参事官グループ 課長補佐 國吉 (内線22374)

<鋼橋積算基準関係>

道路局国道・技術課 課長補佐 配島 (内線37865)

<業務関係>

大臣官房技術調査課 課長補佐 高見 (内線22333)

1. 直轄土木工事等における働き方改革の強力な推進（参考資料 1 ページ）

（1）週休 2 日の「質の向上」の拡大 ～他産業と遜色のない休日の確保～

（参考資料 2 ～ 3 ページ）

他産業と遜色のない休日の確保に向けて、改正労働基準法が適用される令和 6 年 4 月より、月単位の週休 2 日の補正係数を新設するとともに、完全週休 2 日（土日）の促進のため、成績評定での加点措置を実施します。

月単位の週休 2 日の補正係数の新設に伴い、市場単価方式による積算および土木工事標準単価による積算についても見直します。（別添①、②）

（2）工事及び業務における現場環境改善～ウィークリースタンスの取組～

（参考資料 4 ページ）

全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定しました。標準項目として、「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」を設け、現場環境改善に努めます。

（3）受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減（参考資料 5 ページ）

令和 6 年 4 月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた 5 つの支援メニューを実施します。

（4）時間外労働規制適用に対応するための現場管理費の見直し

（参考資料 6 ページ）

最新の実態を踏まえ、書類作成の経費などによる現場管理費の増加を反映します。

（5）移動時間を踏まえた積算の適正化（参考資料 7 ページ）

令和 4 年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するように調査表の見直しを行い、令和 5 年度の 27 工種の分析に反映しました。

舗装版破碎工などの現道・維持関係等の工種で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、令和 6 年度の歩掛改正に反映しました。

2. 円滑な施工体制の確保

（1）大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛（参考資料 8 ページ）

平成 23 年東日本大震災（岩手・宮城・福島県内）、平成 28 年熊本地震

(熊本県内)、平成30年西日本豪雨(広島県内)の被災地では、工事に必要な資材等の不足や作業効率の低下が発生してきました。

実態調査結果に基づき、歩掛の日当り標準作業量の補正(復興歩掛)や間接工事費の補正(復興係数)を一部見直します。

(2) 地質調査業務の諸経費(参考資料9ページ)

実態調査の結果を踏まえ、地質調査業務の諸経費率を改定します。

3. 共通仕様書等の改定

(1) 工事関係

土木工事共通仕様書、施工管理基準、電気通信設備工事共通仕様書について、改正された各種基準類との整合を図るとともに、ICT技術の全面的な活用を推進するため、一部改定します。

また、週休2日の「質の向上」や、「働き方改革」に資するよう、土日を休日とする週休2日の実施に努めることや、ワンデーレスポンスに努めること等の改定をします。

(2) 業務関係

測量業務共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書、電気通信施設設計業務共通仕様書について、各種基準類の改定等を踏まえ、一部改定します。

4. その他の現場実態を踏まえた改定

(1) 土木工事関係

1) 土木工事標準歩掛の改定(参考資料10ページ)

＜新規制定【3工種】＞

- ①排水材設置工(構造物背面排水)、
- ②仮締切工(砂防コンクリート締切)、
- ③舗装版削孔工(アスファルト舗装版)

＜使用機械、労務等の変動により改定を行う工種【5工種】＞

- ①薬液注入工、②鋼管・既製コンクリート杭打工(中掘工)、
- ③かごマット工(多段積型)、④集排水ボーリング孔洗浄工、
- ⑤トンネル照明器具清掃工

＜移動時間を踏まえた制定を行う工種【1工種】＞

- ①泥水運搬工

2) 施工パッケージ型積算関係の改定(参考資料11ページ)

＜新規制定【1工種】＞

①型枠工（省力化構造）

＜日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種【7 工種】＞

①土工[路体 築堤 盛土・路床盛土]、②土工（ICT）[掘削]

③土工（ICT）[路体 築堤 盛土・路床盛土]、④埋戻工、

⑤アンカー工（ロータリーパーカッション式）、⑥排水性アスファルト舗装工、

⑦路側工

＜移動時間を踏まえた改定を行う工種【10 工種】＞

①安定処理工、②場所打擁壁工、③現場取卸工、④伐木除根工、

⑤グラウトホール工、⑥踏掛版設置工、⑦舗装版破碎工、⑧舗装版切断工、

⑨橋梁補強工（コンクリート巻立て）、⑩電線共同溝工（C・C・BOX）

（2）鋼橋製作工（参考資料 12 ページ）

鋼橋製作工の副資材費、鋼橋製作工及び横断歩道橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ、改定します。

（3）建設機械等損料（参考資料 13 ページ）

実態調査を踏まえ、建設機械等損料算定表を改定します。

（4）設計業務等標準歩掛（参考資料 14 ページ）

実態調査の結果を踏まえ、（地質）解析等調査業務の歩掛「計画準備」を制定します。

適用スケジュール（参考資料 15 ページ）

1. （1）の改定内容については、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事から適用します。（個別に適用時期を示しているものは除く）

1. （4）～ 4. の改定内容については、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用します。（個別に適用時期を示しているものは除く）

ただし、1. （4）、（5）、2. （1）、（2）、4. （1）、（2）（※材料費除く）、（4）については、令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の間に入札書提出締切日が設定されるものを対象として、契約後に改定内容に基づいた変更をすることができます。

令和6年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房 技術調査課

大臣官房 参事官イノベーション・シヨングループ

道路局 国道・技術課

国土技術政策総合研究所

社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

1. 直轄土木工事等における働き方改革の強力な推進

○2024（R6）年4月からの労働基準法時間外労働規制の適用が開始されることを踏まえ、国土交通省の直轄工事において、受注業者の対応を支援するために、週休2日の「質の向上」の拡大などの働き方改革を強力に推進

週休2日の「質の向上」の拡大

- ①他産業と遜色のない休日の実現に向けた取組
- ・工期全体での週休2日の標準化を踏まえ、**月単位の週休2日**推進に向け**補正係数を新設**
 - ・**完全週休2日（土日）**を促すため、実施企業に対し**成績評価に加点し**、取り組みを支援

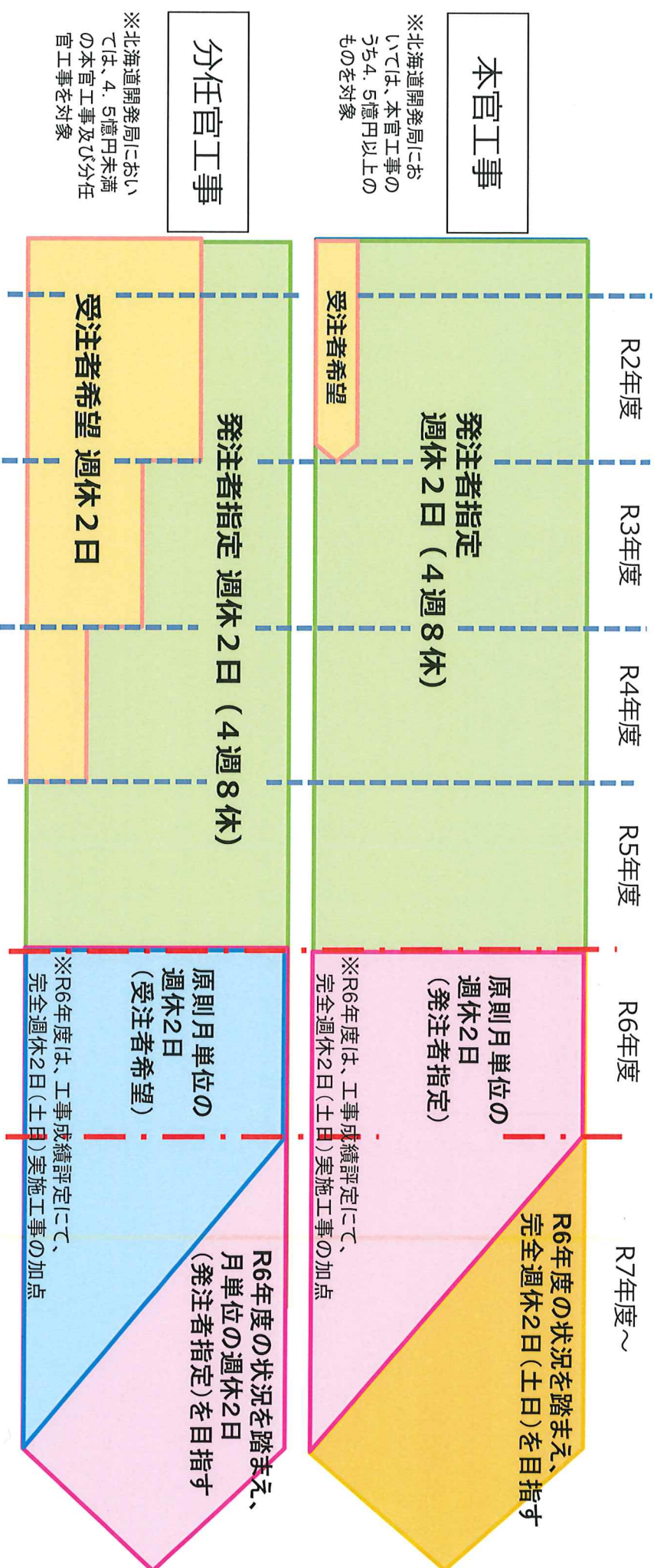
時間外労働規制の適用への対応

- ②工事、業務における現場環境改善
勤務時間外作業を避けるため「**ウイークリースタンス**」の徹底
- ③受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減
・受発注者の役割分担を明確にした**ガイドライン**等の作成、受発注者への周知徹底
・「**書類限定検査**」（44→10種類）の原則化 等
- ④時間外労働規制適用に対応するための必要経費の見直し
・**書類作成の経費**などによる現場管理費の増加を反映
- ⑤移動時間を踏まえた積算の適正化
・事業所や資材置き場から**現場**への移動時間を考慮した歩掛の見直し

1. (1) 週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度の直轄土木工事の発注方針～

- 他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
- R 5 年度までに工期全体（通期）の週休 2 日が標準化されたことから、R 6 年度より月単位の週休 2 日を推進
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休 2 日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

月単位の週休 2 日工事の発注方針（イメージ案）



※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

1. (1) 週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度以降の直轄土木工事の週休2日補正係数～

- 月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用
- 月単位の週休2日の補正係数について、R7年度以降は実施状況を踏まえて検討することとし、完全週休2日（土日）の実現に向けた取組についても引き続き検討

<現場閉所>

補正係数	工期全体（通期）の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日（合計）
R6	労務費：1.02 機械経費（賃料）：1.02 共通仮設費：1.02 現場管理費：1.03		労務費：1.02 機械経費（賃料）：1.00 共通仮設費：1.01 現場管理費：1.02		労務費：1.04 機械経費（賃料）：1.02 共通仮設費：1.03 現場管理費：1.05
R7以降	—		実施状況等を踏まえた 数値を検討		

<交替制>

補正係数	工期全体（通期）の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日（合計）
R6	労務費：1.02 現場管理費：1.01		労務費：1.02 現場管理費：1.02		労務費：1.04 現場管理費：1.03
R7以降	—		実施状況等を踏まえた 数値を検討		

※柔軟な休日の観点から、工期の一部で現場閉所から交替制に途中変更する試行について、月単位の週休2日適用工事にも対象拡大

- **全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定**
- 標準項目として、「**依頼日・時間及び期限に関すること**」「**会議・打合せに関すること**」「**業務時間外の連絡に関すること**」を設け、現場環境改善に努める

(1) 目的

令和6年度より建設現場においても、**時間外労働規制が適用**されることを踏まえ、**全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施**し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2) 対象

全ての工事・業務を対象（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容（例）

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

- ① 依頼日・時間及び期限に関すること
 - ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。
- ② 会議・打合せに関すること
 - ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
 - ・打合せはWEB会議等を活用に努めること。
- ③ 業務時間外の連絡に関すること
 - ・業務時間外の連絡を行わない。（ASP・メール含む。）
 - ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

【各地方整備局の取組事例】

- ・メンバー・ノーピリオド：月曜日を依頼の期限日としない
 - ・ウエンスデー・ホーム：水曜日は定時の帰宅を心掛ける
 - ・フライデー・ノーリクエスト：土・日曜に休暇が取れるように
金曜日には依頼しない
 - ・ランチタイム・オーバー・アウェイ・ノーミーティング：
昼休みや午後5時以降の打合せをしない
 - ・イブニング・ノーリクエスト：定時間際、定時後の依頼、
打合せをしない
- ※フォローアップ：業務完了後、2週間以内に実施状況報告
を技術管理課へ報告

など

(4) 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、**柔軟性をもった取組とすること**。
工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施**し、取組を実施すること。

(3)受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

R6年4月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた5つの支援メニューを実施

「工事書類スリム化のポイント」の横展開

- 「工事書類スリム化のポイント」等盛り込んだ、**ガイドライン・リーフレット**等を作成し、**受発注者の隅々まで展開**

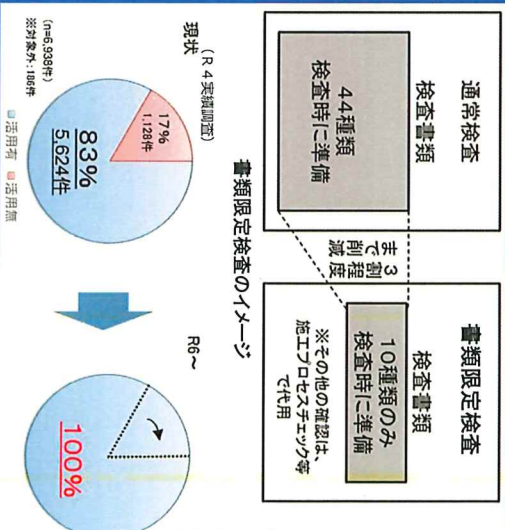


工事書類スリム化のポイント

- 工事書類の原則電子化(ASP活用)
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「書類限定検査」(44→10種類)の原則化

- 完成工事における工事検査書類を44種類から10種類に限定する工事を**「原則、実施」**することとし、**「書類限定検査」として標準化**



『2024働き方改革対応相談窓口(仮称)』の設置について

- 各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談窓口『**2024働き方改革対応相談窓口(仮称)**』を設置

地域	名称	相談窓口	電話番号	URL
北海道	北海道建設業協会	建設部	011-232-1111	https://www.hokkaido-kai.or.jp/
青森県	青森県建設業協会	建設部	017-822-1111	https://www.aomori-kai.or.jp/
岩手県	岩手県建設業協会	建設部	019-222-1111	https://www.iwate-kai.or.jp/
宮城県	宮城県建設業協会	建設部	022-222-1111	https://www.miyagi-kai.or.jp/
秋田県	秋田県建設業協会	建設部	018-222-1111	https://www.akita-kai.or.jp/
山形県	山形県建設業協会	建設部	023-222-1111	https://www.yamagata-kai.or.jp/
福島県	福島県建設業協会	建設部	024-222-1111	https://www.fukushima-kai.or.jp/
茨城県	茨城県建設業協会	建設部	029-222-1111	https://www.iibaraki-kai.or.jp/
栃木県	栃木県建設業協会	建設部	028-222-1111	https://www.tochigi-kai.or.jp/
群馬県	群馬県建設業協会	建設部	027-222-1111	https://www.gunma-kai.or.jp/
埼玉県	埼玉県建設業協会	建設部	048-222-1111	https://www.saitama-kai.or.jp/
千葉県	千葉県建設業協会	建設部	047-222-1111	https://www.chiba-kai.or.jp/
東京都	東京都建設業協会	建設部	03-222-1111	https://www.tokyo-kai.or.jp/
神奈川県	神奈川県建設業協会	建設部	046-222-1111	https://www.kanagawa-kai.or.jp/
新潟県	新潟県建設業協会	建設部	025-222-1111	https://www.niigata-kai.or.jp/
富山県	富山県建設業協会	建設部	076-222-1111	https://www.fukui-kai.or.jp/
石川県	石川県建設業協会	建設部	077-222-1111	https://www.ishikawa-kai.or.jp/
福井県	福井県建設業協会	建設部	077-222-1111	https://www.fukui-kai.or.jp/
山梨県	山梨県建設業協会	建設部	055-222-1111	https://www.yamanashi-kai.or.jp/
長野県	長野県建設業協会	建設部	026-222-1111	https://www.nagano-kai.or.jp/
岐阜県	岐阜県建設業協会	建設部	057-222-1111	https://www.gifu-kai.or.jp/
静岡県	静岡県建設業協会	建設部	054-222-1111	https://www.shizuoka-kai.or.jp/
愛知県	愛知県建設業協会	建設部	052-222-1111	https://www.aichi-kai.or.jp/
三重県	三重県建設業協会	建設部	059-222-1111	https://www.mie-kai.or.jp/
滋賀県	滋賀県建設業協会	建設部	077-222-1111	https://www.shiga-kai.or.jp/
京都府	京都府建設業協会	建設部	075-222-1111	https://www.kyoto-kai.or.jp/
大阪府	大阪府建設業協会	建設部	06-222-1111	https://www.osaka-kai.or.jp/
兵庫県	兵庫県建設業協会	建設部	078-222-1111	https://www.hyogo-kai.or.jp/
奈良県	奈良県建設業協会	建設部	074-222-1111	https://www.nara-kai.or.jp/
和歌山県	和歌山県建設業協会	建設部	073-222-1111	https://www.wakayama-kai.or.jp/
徳島県	徳島県建設業協会	建設部	087-222-1111	https://www.tokushima-kai.or.jp/
香川県	香川県建設業協会	建設部	087-222-1111	https://www.kagawa-kai.or.jp/
愛媛県	愛媛県建設業協会	建設部	089-222-1111	https://www.ehime-kai.or.jp/
高知県	高知県建設業協会	建設部	098-222-1111	https://www.kochi-kai.or.jp/
福岡県	福岡県建設業協会	建設部	092-222-1111	https://www.fukuoka-kai.or.jp/
佐賀県	佐賀県建設業協会	建設部	095-222-1111	https://www.saga-kai.or.jp/
大分県	大分県建設業協会	建設部	097-222-1111	https://www.oita-kai.or.jp/
熊本県	熊本県建設業協会	建設部	096-222-1111	https://www.kumamoto-kai.or.jp/
鹿児島県	鹿児島県建設業協会	建設部	099-222-1111	https://www.kagoshima-kai.or.jp/
沖縄県	沖縄県建設業協会	建設部	098-222-1111	https://www.okinawa-kai.or.jp/

各地整の2024働き方改革対応相談窓口(仮称)一覧(イメージ)

書類関係業務の積算計上

- 工事実施に必要な**書類関係業務の外注に要する経費等**を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、**積算の更なる適正化を推進**

工事関係書類の標準様式の展開

- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、**地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う**



(4)時間外労働規制適用に対応するための現場管理費の見直し

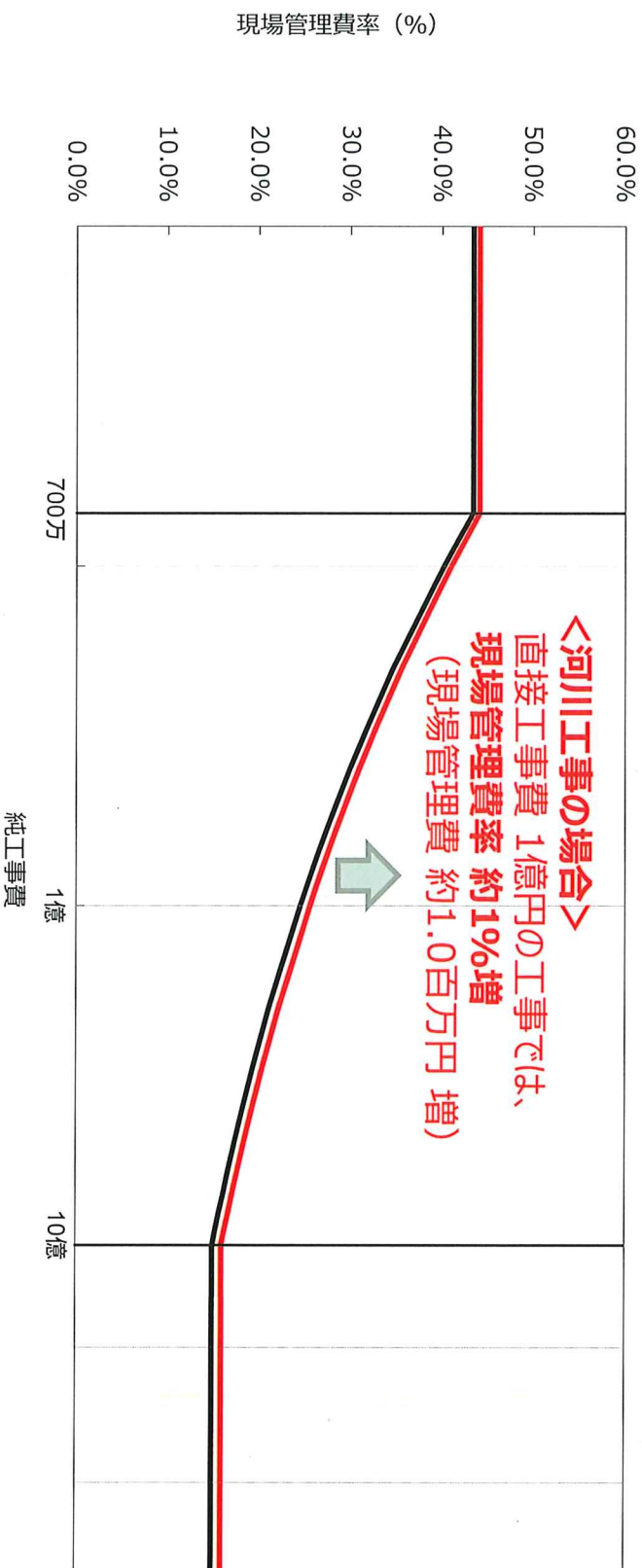


国土交通省

工事

- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%

【改定】



700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

(5)移動時間を踏まえた積算の適正化

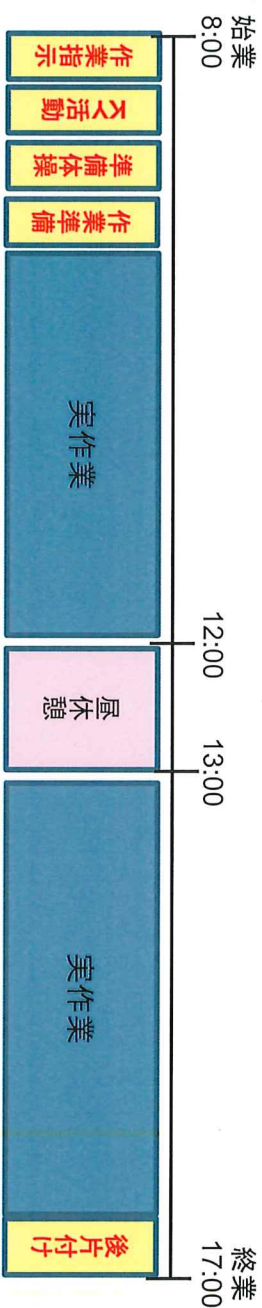


国土交通省

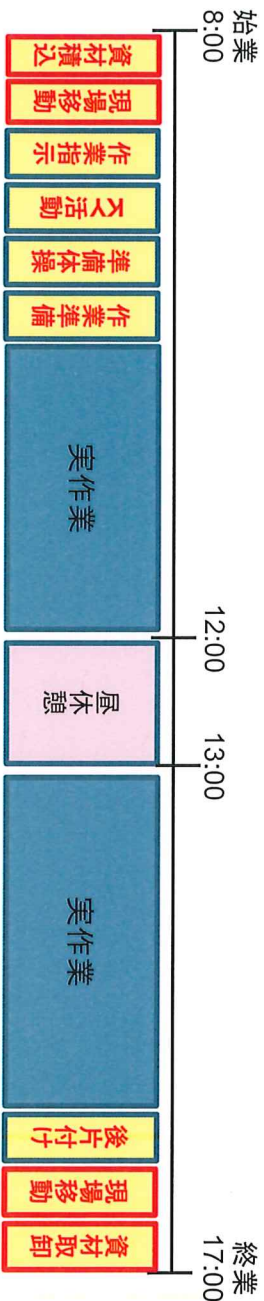
工事

- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映
- R4年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するように調査表の見直しを行い、R5年度の27工種の分析に反映

■従前の調査



■R4以降の調査



○ 舗装版破碎工などの**現道・維持関係等の11工種**で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R6年度歩掛改正に反映

- ・舗装版破碎工
- ・舗装版切断工
- ・電線共同溝工(C・C・BOX)
- ・伐木除根工
- ・安定処理工(バットホウ混合)
- ・泥水運搬工
- ・場所打擁壁工
- ・現場取卸工
- ・橋梁補強工(コンクリート巻立て)
- ・踏掛版設置工
- ・ゲラウトホール工

2. (1)大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛



国土交通省

工事

- 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入
- 間接工事費等の実態調査結果を踏まえ、復興係数・復興歩掛の見直しを実施

岩手・宮城・福島県内		熊本県内	広島県内
発災年月日	H23.3.11	H28.4.14	H30.6.28
適用時期	H26.2.3	H29.2.1	R1.8.19
対象工事	直轄土木工事	直轄土木工事	直轄土木工事
復興係数 間接工事費を補正	補正率	共通仮設費：1.1⇒1.0へ変更 現場管理費：1.1⇒1.0へ変更 ※ただし、次年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、それまで適用を猶予する (R6年度は現行の係数を適用)	共通仮設費：1.1⇒1.0へ変更 現場管理費：1.1⇒1.0へ変更
	適用時期	H25.10.1	R1.8.19
復興歩掛 歩掛の日当たり標準作業量を補正	対象工種	土工	土工
	補正率	土工：標準作業量を20%低減 ⇒10%低減へ変更 ※R5年度は適用を猶予していたが、実態調査結果も踏まえてR6年度から適用する	土工：標準作業量を10%低減 ⇒0%へ変更

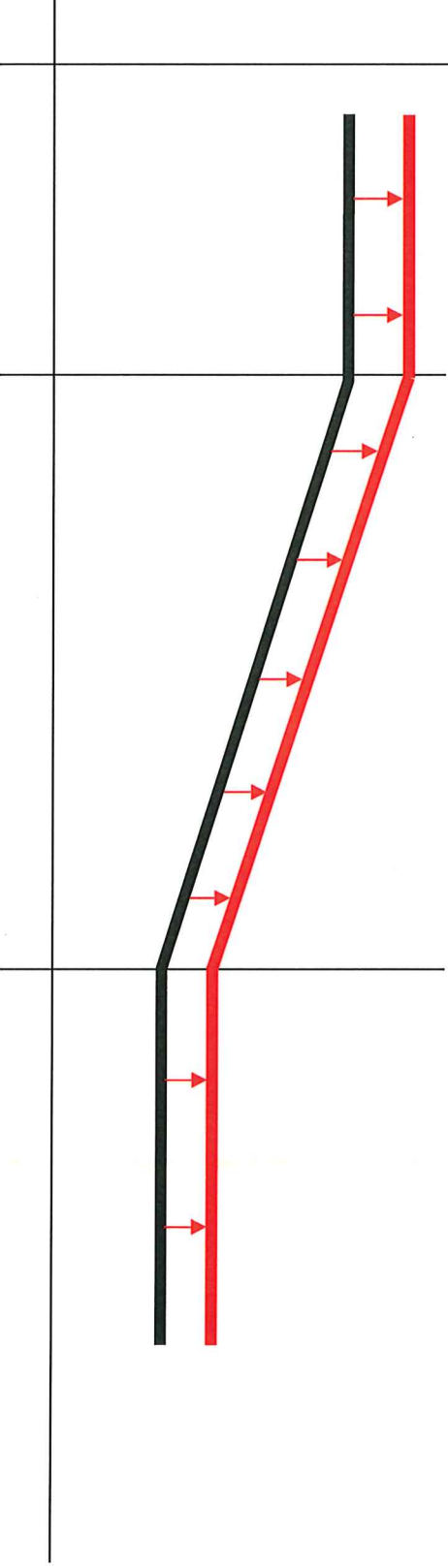
2.(2)地質調査業務の諸経費

○ 実態調査の結果を踏まえ、地質調査業務の諸経費率を改定

改定イメージ

予定価格3千万円の業務では、
予定価格 約4.0百万円増(約14%増)

諸経費率(%)



直接調査費+間接調査費(円) 100万円 3,000万円

【現行】

100万円以下	100万円超え3,000万円以下	3,000万円超え
59.9%	285.3× (直接調査費+間接調査費) ^ -0.113	40.8%

【改定】



100万円以下	100万円超え3,000万円以下	3,000万円超え
82.5%	290.2× (直接調査費+間接調査費) ^ -0.091	60.6%

4.(1) 1)土木工事標準歩掛の改定

1. 土木工事標準歩掛 【9工種】

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当り、若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種ごとにとりまとめたもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定

(1) 新規制定 (地整運用歩掛の標準歩掛化等) 【3工種】

①排水材設置工 (構造物背面排水) 、②仮締切工 (砂防コンクリート締切) 、③舗装版削孔工 (アスファルト舗装版)



排水材設置工



仮締切工 (砂防コンクリート締切)



舗装版削孔工

(2) 使用機械、労務等の変動により改定を行う工種 【5工種】

①薬液注入工、②鋼管・既製コンクリート杭打工 (中掘工) 、③かごマット工 (多段積型) 、④集排水ボーリング孔洗浄工、⑤トンネル照明器具清掃工

(3) 移動時間を踏まえた制定を行う工種 【1工種】

①泥水運搬工 ※新規制定工種



鋼管・既製コンクリート杭打工(中掘工)



かごマット工(多段積型)

4. (1) 2) 施工パッケージ型積算関係の改定

2. 施工パッケージ関係歩掛【18工種】

施工パッケージ型積算基準は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含む単位施工量当り「単価」を工種区分毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ型積算基準及び標準単価表を改定

(1) 新規制定（地整運用歩掛の標準歩掛化等）【1工種】

- ① 型枠工（省力化構造）

(2) 使用機械、労務等の変動により改定を行う工種【7工種】

- ① 土工 [路体(築堤)盛土・路床盛土]、② 土工 (ICT) [掘削]、
③ 土工 (ICT) [路体(築堤)盛土・路床盛土]、④ 埋戻工、
⑤ アンカー工（ロータリーパーカッション式）、⑥ 排水性アスファルト舗装工、⑦ 路側工



型枠工（省力化構造）

(3) 移動時間を踏まえた改定を行う工種【10工種】

- ① 安定処理工、② 場所打擁壁工、③ 現場取卸工、④ 伐木除根工、⑤ グラウトホール工、
⑥ 踏掛版設置工、⑦ 舗装版破砕工、⑧ 舗装版切断工、⑨ 橋梁補強工（コンクリート巻立て）、
⑩ 電線共同溝工（C・C・BOX） ※③⑤⑥は新規制定工種である。

「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機材規格のうち、**代表機材規格及び代表労務規格の参考数量（積算単位当りの労務の人工数や機械の運転日数等）**を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、**国土技術政策総合研究所HPに掲載（令和6年3月末公表予定）**。

(https://www.niim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

4.(2)鋼橋製作工

○鋼橋製作工の副資材費、鋼橋製作工及び横断歩道橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定

【鋼橋製作工】

●材料費

副資材費(溶接などの消耗材料)

現行	改定
17,300円／t	18,200円／t

●製作費

鋼橋製作費 加工組立工数(標準工数(人／個))

種別		現行	改定
連続鉄桁	a1 大型	1.22	1.47
	a2 小型	0.19	0.23
鋼床版鉄桁	a1 大型	0.99	1.24
	a2 小型	0.20	0.25
角型鋼橋脚	a1 大型	3.70	4.09
	a2 小型	0.63	0.70

鋼橋製作費 仮組立工数(標準工数(人／個))

種別		現行	改定
角型 アンカー フレーム	c	11.67	13.84

横断歩道橋製作費(標準工数(人／t))

種別		現行	改定
桁本体部	I 桁	11.3	12.8

4.(3)建設機械等損料

- 建設機械損料は、土木請負工事費の積算に用いる機械経費であり、建設業者が所有する 建設機械等の償却費、維持修理費、管理費等ととりまとめたもの
- 実態調査結果を踏まえ、新規機種追加や既存機種建設機械損料を改定

令和6年度 建設機械等損料算定表改定 機械分類別平均変動率表(対令和4年度版)

区分	比較 年度	基礎価格	標準使用年数	年間標準運転 時間	年間標準運転 日数	年間標準供用 日数	維持 修理費率	年間 管理費率	残存率	運転1時間 当たり換算直損料 (13)欄注)	供用1日 当たり換算直損料 (15)欄
01 フリダー及びブスカバー	R04	1.01	1.00	1.01	1.03	1.01	1.00	1.00	1.00	0.99	0.99
02 掘削及び積み機	R04	1.01	1.00	1.00	1.02	1.00	0.94	1.00	1.00	1.00	1.00
03 運搬機械	R04	1.04	1.00	1.00	1.02	1.00	0.95	1.00	1.00	1.03	1.03
04 クレーンその他の荷役機械	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.02
05 基礎工事用機械	R04	1.03	1.00	1.01	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.02	1.02
06 せん孔機械及びトンネル工事用機械	R04	1.03	1.00	1.01	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.02
07 モータグレータ及び路盤用機械	R04	1.02	1.00	0.99	1.00	1.00	0.94	1.00	1.00	1.03	1.01
08 締固め機械	R04	1.04	1.01	0.98	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.04	1.03
09 コンクリート機械	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.01	1.01
10 舗装機械	R04	1.03	1.00	1.00	1.00	1.00	0.97	1.00	1.00	1.03	1.03
11 道路維持用機械	R04	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.01	1.01
12 空気圧縮機及び送風機(原動機を含む)	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.95	1.00	1.00	1.02	1.02
13 建設用ポンプ(原動機を含む)	R04	1.04	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.04	1.04
15 電気機器	R04	1.01	1.00	-	1.00	1.00	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00
16 ウインチ類	R04	1.02	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02	1.03
17 試験測定機器	R04	1.00	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00
18 鋼橋・PC橋架設用仮設備機器	R04	1.05	1.00	-	-	1.00	1.00	1.00	1.00	-	1.05
20 その他の機器	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.02
40 グラム施工機械	R04	1.06	1.09	1.24	1.06	0.99	1.11	1.00	1.00	0.95	1.13
50 除雪用建設機械	R04	1.02	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02	-

注) 運転1時間当たり換算直損料(13)欄は、機械の種類によっては「運転1日当たり換算直損料」として算出し、掲載しているものがある。
被災3県で使用している建設機械の修理費は、被災地域外他地域の修理費と差が認められなかったため、令和6年度から補正率の適用を廃止する。

4.(4)設計業務等標準歩掛

- 実態調査の結果を踏まえ、(地質) 解析等調査業務の歩掛「計画準備」を制定

■ 【地質】 解析等調査業務

(1業務当り)

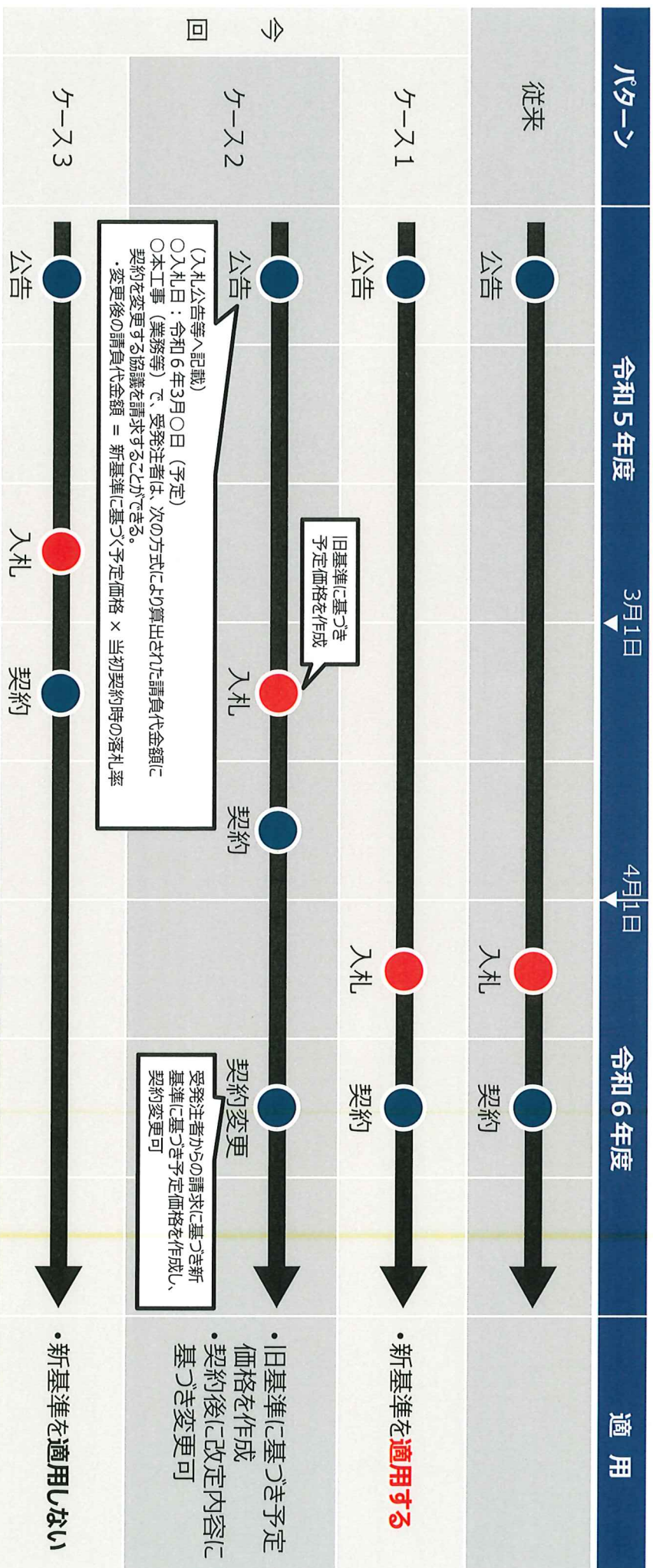
作業工程	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
計画準備			1.5	2.5	2.5	2.0		

新基準の適用スケジュール

○ 入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用

※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可

新基準の適用パターン



※ 「土木工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」及び「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」に該当する内容について適用する
(電気通信、機械設備関連工事・業務も同様に適用)

【別添①】週休2日制工事における市場単価方式の補正

- 市場単価方式による積算について、R3年度より週休2日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数を設定
- R6.4.1以降に入れ公告等を行う工事より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定
- また、新たに交替制適用工事においても週休2日補正を設定

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年4月1日以降に入れ公告等を行う工事に適用）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
	撤去	1.01	1.01	1.01	1.01

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付け工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ワッパボルト工）	植樹	1.02	1.03	1.01	1.03
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グレーベン工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウオータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

【別添②】週休2日制工事における土木工事標準単価の補正



国土交通省

工 事

- ① 土木工事標準単価による積算について、R6.4.1以降に入札書提出期限が設定されている工事より、週休2日の補正係数による積算方法へ見直し（R6.3.31までに入札書提出期限が設定されている工事は、従来通り、週休2日を考慮した単価を使用）
- ② ①の対象工事のうち、R6.4.1以降に入札公告等を行う工事より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定【表1】
- ③ ①の対象工事のうち、R6.3.31までに入札公告等を行う工事は、R5年度の週休2日補正係数を適用【表2】

【表1】土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とびこり工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面合浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエスチル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームアスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ハンケーニング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンパイプ（ハイル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

【別添②】週休2日制工事における土木工事標準単価の補正



国土交通省

工 事

【表2】土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年3月31日までに入札公告等を行う工事に適用）

名称	区分	補正係数							
		現場閉所				交替制			
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上		
区画線工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04		
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03		
構造物とびこわし工	機械	1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04		
	人力	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04		
排水構造物工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.02	1.04		
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03		
	高所作業車	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03		
表面合浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04		
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04		
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04		
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04		

名称	区分	補正係数							
		現場閉所				交替制			
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上		
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04	1.01	1.02	1.04		
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	高所作業車	1.01	1.02	1.02	1.00	1.01	1.02		
		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02		
		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.01		
	設置	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01		
道路反射鏡設置工	撤去	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
機械式継手工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04	1.00	1.01	1.02		
ハンケーング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.01	1.02		
	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01		
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01		
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05		
耐圧ポリエチレンシラ管（ハウル管） 設置工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04		